平成２９年（フ）第３８０号
神奈川県中郡二宮町中里1022番地の１　レオパレスブリランテ103
債務者　古地　　誠
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４２号
島根県雲南市大東町下久野162番地
債務者　杉元　一幸
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４３号
島根県雲南市大東町下久野162番地
債務者　杉元　冬美
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
島根県安来市新十神町13番地33
債務者　松本　佳巳
1　決定年月日時　平成29年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３２５号
神奈川県小田原市小台20番地の１　コーポ鏘和田Ｂ205
債務者　佐藤　洋介
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３５４号
神奈川県平塚市西真土１丁目９番50号
債務者　篠原　　礼
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第８１号
青森市大字新城字平岡378番地１　ＦＡＰ．ｃｏｍ／／２・101号
債務者　小野　豊朗
1　決定年月日時　平成29年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
青森市赤坂１丁目34番７号　県営住宅29－３－５
債務者　柿崎　武幸
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
青森市堤町２丁目23番７号　アクア堤402号
債務者　上林　　孝
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８１号
千葉県野田市中野台254番地の１　県営住宅野田中野台団地２棟234号
債務者　豊嶋　和敏
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４１７号
千葉県流山市向小金２丁目411番地の２　サンウィング南柏101
債務者　神山　明彦
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４３１号
千葉県流山市流山７丁目638番地の２　サンライズドールＢ－101
債務者　桑原　辰雅（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４４２号
千葉県松戸市金ケ作18番地の58　ベルピア八柱第１－２－104号
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８１号
神奈川県小田原市東町３丁目６番11号　常盤ハイツ１号室
債務者　伊藤　章三
1　決定年月日時　平成29年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９４号
沖縄県浦添市牧港２丁目22番８号
債務者　屋比久真子
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０７号
沖縄県那覇市字国場1136番地２　県営国場市街地住宅808
債務者　座安　里奈
1　決定年月日時　平成29年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０９号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城129番地14　ラ・ファミーユ401
債務者　石川　博之
1　決定年月日時　平成29年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
那覇地方裁判所民事第３部